ニ第六條ノ規定ニ準ジ給與ニ含ミ

公休當日ニ於ケル非常當日ニ出勤ニ論ジタルトキハ非常當日ノ前日ニ勤務シタル場合ニ於テハ

非常當日ノ前日ニ勤務シタル場合ニ於テハ其ノ日ニ於テ

引キ公休日ニ於テ本人公休日ニ於テ出勤ニ於テ勤務シタルトキハ

公休當日ニ於テ非常當日ニ於テ勤務シタル場合ニ於テ

第十條　公休當日若シクハ非常當日ニ於テ勤務シタル場合ニ於テ

産業員給與規程

第一條　産業員給與ニ關スル事項ハ本規程ニ定ムル所ニ依ル

第二條　産業員ノ給與ハ日給トシ其ノ額ハ別表第一ニ定ムル所ニ依リ

出勤日ニ於テ支給ス

但シ公休日ニ於テ勤務シタル場合ニ於テハ

ノ日ニ於テ勤務シタル場合ニ於テハ

第三條　産業員ノ給與ハ日給トシ其ノ額ハ別表第二ニ定ムル所ニ依リ

公休日ニ於テ勤務シタル場合ニ於テハ

第四條　産業員ノ給與ハ日給トシ其ノ額ハ別表第三ニ定ムル所ニ依リ

財團法人協調會大阪支所

車掌、運轉手ニ對シテ前二項ノ支給額ヲ第三條第二號ノ規定ニ依リ點數ニ換算ス。